

溶融スラグの有効利用促進に関する方針

1 目的

この方針は、資源循環型社会の形成をめざし、岡崎市中央クリーンセンターから生成される溶融スラグを本市が発注する公共工事等において率先的に活用することにより、再生資源である溶融スラグの有効利用促進を図るものである。

2 溶融スラグの用途

この方針で対象とする溶融スラグの用途としては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 路盤材、加熱アスファルト混合物用骨材
- (2) コンクリート二次製品用骨材
- (3) 埋戻材

3 溶融スラグの品質管理

溶融スラグの品質管理に係る事項は、次に掲げる基準及び規格によるものとする。また、溶融スラグの品質管理基準や用途別の利用基準等については、別に定める「岡崎市溶融スラグ利用基準」によるものとする。

- (1) 愛知県リサイクル資材評価基準（あいくる評価基準）
- (2) JIS A 5031：一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
- (3) JIS A 5032：一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ

4 溶融スラグの譲渡

溶融スラグの譲渡については有償とする。ただし、本市が発注する公共工事において埋戻材として使用する場合、並びに溶融スラグの実用効果等の試験・検討を行おうとするために企業等にサンプルとして提供する場合については無償とする。

5 方針の見直し

この方針に関する新たな基準や指針等が策定され見直すことが必要と判断する場合は、本方針を見直すものとする。

附 則

この方針は、平成23年4月1日より施行する。